

ふくい

気をつけよう！  
見守ろう！

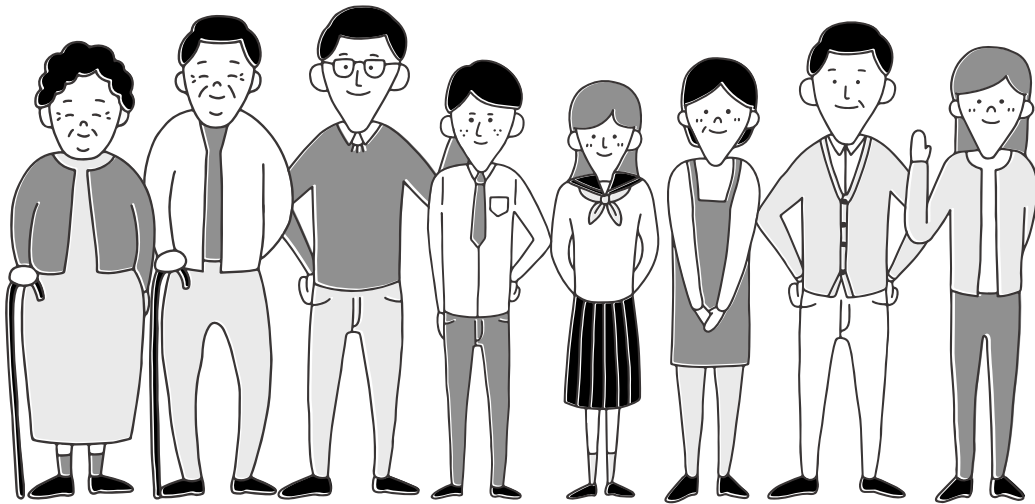
## の消費生活

2022年4月1日から

## 成年年齢が18歳になりました

成人になると、保護者の同意なく、自分の意思で様々な契約（高額商品の購入、賃貸契約、ローン・クレジット契約など）を結ぶことができるようになりますが、一方で、未成年者契約の取消しができなくなり、自分でその支払いや返済などに責任を取らなければなりません。新成人となったばかりの若者が消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなっています。新成人の方は、十分に注意してください。

新成人となった若者をご家族や地域の方々で見守りましょう。

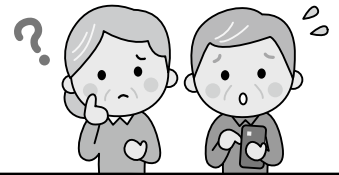


## 目次

- 知っておこう！クーリング・オフ制度/クーリング・オフの手続 ..... 2, 3
- 扇風機やエアコンの点検/刈払機(草刈機)による事故に注意 ..... 4
- 生活関連物資の価格調査/エコドライブ ..... 5
- 令和3年度「県消費生活相談の概要」 ..... 6
- 受講生大募集！自宅で学べる消費生活通信セミナー/くらしの基本セミナー/親子体験講座 ..... 7
- 専門家による消費生活相談会/消費生活センターのご案内 ..... 8

# 知っておこう！クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、商品の売買契約の締結または申込みをした場合でも、「いま一度、頭を冷やして考え直す」時間を与え、一定の期間内であれば、無条件で申込みの撤回または契約の解除ができる制度です。



## ◆クーリング・オフ制度一覧

取引内容	期 間	適用対象
訪問販売 電話勧誘販売	法定の契約書面の交付された日から8日間	原則すべての商品・役務・権利は特定権利のみ（3,000円未満の現金取引を除く）
連鎖販売取引 (マルチ商法)	法定の契約書面の交付された日から20日間 ※再販売の場合は、法定の契約書を交付された日または商品を受け取った日のいずれか遅い日から20日間	すべての商品・権利・役務
特定継続的 役務提供	法定の契約書面の交付された日から8日間	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師の派遣・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療（期間・金額の制限あり）
業務提供誘引 販売取引 (内職・モニター商法)	法定の契約書面の交付された日から20日間	すべての商品・権利・役務
訪問購入	法定の契約書面の交付された日から8日間	原則すべての物品の買取り
個別 クレジット契約	法定の契約書面の交付された日から8日間または20日間（※）	訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供・業務提供誘引販売取引の契約に伴う個別クレジット契約
預託等取引契約	法定の契約書面の交付された日から14日間	全ての物品等・施設利用権の預託取引
宅地建物取引	法定の契約書面の交付された日から8日間	宅地建物取引業者が売主で店舗外での取引に限る
投資顧問契約	法定の契約書面の交付された日から10日間	金融商品取引業者との投資顧問契約、ただし清算業務あり
保険契約	法定の契約書面の交付された日と申し込みをした日とのいずれか遅い日から8日間	店舗外で保険期間が1年を超える契約（保険契約の目的以外で銀行に出向き突然勧誘された場合も含む）

（※）連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引の契約のクーリング・オフ期間は20日間

## ◆クーリング・オフの手続

- ◆クーリング・オフは、ハガキ等の書面、または電磁的方法（電子メール、事業者の専用フォーム等）で行いましょう。
- ◆申込書面または契約書面のいずれか早い方を受け取った日から計算して、クーリング・オフ期間内に通知します。
- ◆クレジット契約の場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します（代表者あてに）。クレジット契約をしていない場合は、販売会社のみ通知します。
- ◆書面の両面をコピーして保管しておきましょう。
- ◆郵送の記録が残るように、書面は「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、送付した記録を書面のコピーと一緒に保管しておきましょう。

### ハガキ記載例

<販売会社あて>

<p><b>契約解除通知書</b></p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業</p> <p>担当者 〇〇〇氏</p> <p>右記日付の契約は解除します。 なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>
--

<信販会社あて>

<p><b>契約解除通知書</b></p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業</p> <p>担当者 〇〇〇氏</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>
---

### 4月23日(土)に令和4年度福井県消費生活モニター委嘱式を実施しました！

計153名の皆様に委嘱させていただきました。

一般モニター 42名

大学生モニター 7名

老人クラブモニター

・越前市いきいきシニアクラブ連合会女性委員 40名

・永平寺町健康長寿クラブ連合会女性部 32名

高校生モニター

・坂井高等学校 ビジネス・生活デザイン科ビジネスコース3年 32名

今年度1年間、  
よろしくお願ひします！



# 扇風機やエアコンから火がでた!? 暑くなる前に必ず点検!

製品を安全に使用し、快適に夏を過ごしましょう。

## 古い扇風機は経年劣化による火災に注意 製造から10年以上たっている扇風機は要注意!

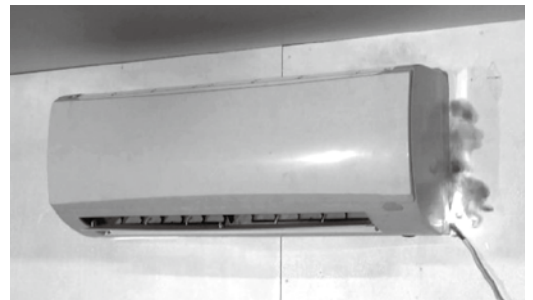
- 部品にひびや変形がないか確認
- 使用しないときは電源を切り、プラグを抜いておく
- 使用中、動きがおかしい・異音がする・焦げ臭いなどの症状があれば使用を中止し、メーカーや販売店に相談



写真：独立行政法人 製品評価技術基盤機構

## エアコンは異常がないか確認、室外機も忘れずに

- 消費電力が大きいので、電源コードを自分で加工・修理しないこと
- 内部の洗浄を行う際には、電気部品に洗浄液がかからないよう十分注意
- 室内機や室外機に虫や小動物が入り込んでいないか確認
- 電源プラグの変形・焦げ臭いにおい・ブレーカーが頻繁に落ちるなどの症状があれば、使用を中止し、メーカーや販売店に相談



写真：独立行政法人 製品評価技術基盤機構

## 刈払機(草刈機)による事故に注意!

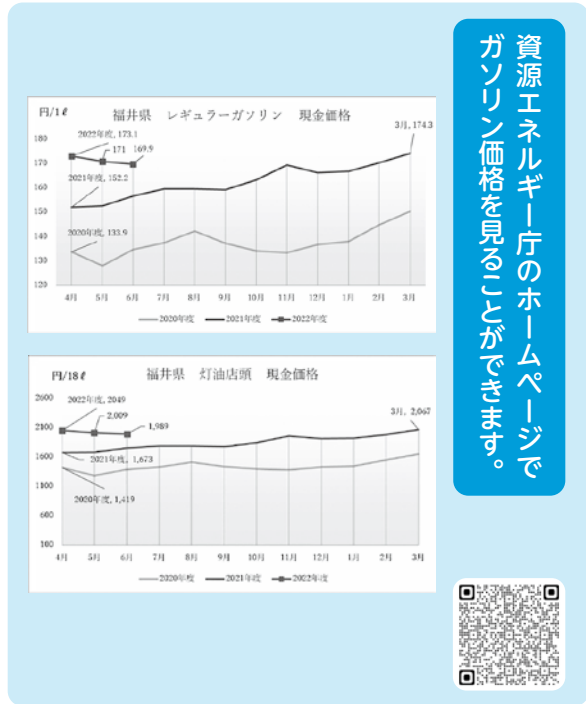
- 刈払機を使用する前には必ず取扱説明書を読む
- 作業に適した服装、装備で行う
- 作業前に各部の点検をする
- 刈刃、飛散保護カバー、肩掛けバンドやハンドルは正しく装着する
- 作業をする際は、地面の異物を除去し、15m以内に人がいないことを確認してから開始する
- 回転する刈刃が障害物や地面に当たって跳ね返るキックバックに注意する
- 刈刃に巻き付いた草や異物を取り除く際は、必ずエンジンを止めてから行う
- 農協や販売店等が実施する刈払機の使用講習会を受講する



一般社団法人日本農業機械工業会「刈払機の正しい使い方」より

# 生活関連物資の価格調査

県では、「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」に基づき、県民生活との関連性が高い物資（生活関連物資）の需給および価格の動向を把握するため、毎月県内の店舗で価格調査および店頭観察を行っているほか、統計資料も利用して、県民へ情報を提供しています。



資源エネルギー庁のホームページでガソリン価格を見ることができます。

福井県のホームページで毎月の調査結果を見ることができます。  
ホーム▼くらし・環境▼消費・生活▼消費生活に関する普及・啓発  
**福井県生活関連物資 価格調査結果**  
詳しくはこちらをご覧ください。

令和4年5月 調査品目	価格変動	
	前月比	前年比
うるち米	↓	↓
食パン	↑	↑
スパゲッティ	→	↑
即席めん	↑	↑
食用油	↑	↑
みそ	→	→
砂糖	→	↑
しょう油	↓	↑
レトルトカレー	↑	↑
まぐろ缶詰	↓	↑
LPガス	↑	↑
トイレット ペーパー	古紙	↑
	パルプ	↓
ティッシュペーパー	↑	↑
飲料水	→	↓
マスク	↓	↓

- エコドライブ3つの効果**
- ◆環境にやさしい
  - ◆お財布にやさしい
  - ◆人にやさしい

ガソリン価格が上がったままでなかなか下がりません。日常的に車を使う必要がある方にとっては本当に困りますね。燃費をよくするためにもエコドライブは有効です。できることからコツコツやってみましょう。



## エコドライブのすすめ

- ① 自分の燃費を把握しよう → 日ごろの燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できる
- ② ふんわりアクセル「eスタート」 → やさしい発進で、10%程度燃費が改善
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 → 市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が変わる
- ④ 減速時は早めにアクセルを離そう → 早めにアクセルを離すとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善
- ⑤ エアコンの使用は適切に → (A/C)スイッチは車内を冷却・除湿する機能（車内の温度設定が外気と同じ25℃だと、エアコンスイッチONのままで12%程度燃費が悪化）
- ⑥ ムダなアイドリングはやめよう → アイドリング10分で130cc程度の燃料を消費
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう → 10分間余計な走行で17%程度燃料の消費量が増加
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備 → 空気圧が適正値より不足すると、燃費は悪化
- ⑨ 不要な荷物はおろそう → 100kgの荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう → 交通の流れがスムーズになり、燃費の悪化を防ぐ

# 「県消費生活相談の概要」をお知らせします

昨年度に県消費生活センターに県民の皆様からお寄せいただいた相談件数は3,189件でした。この中から、特にご注意ください相談内容をお知らせします。

## 1 新型コロナウイルス感染症関連相談の減少

新型コロナウイルス感染症のまん延による消費生活への影響は沈静化しています。

令和3年度に寄せられた相談件数は65件で、前年度から256件減少しました（前年度比20.2%）。

相談内容は、「海産物の売上が落ちて助けてほしい」、「検査キットを購入したら研究用だった」など新型コロナの便乗商法が目立っています。また、社会経済活動の落ち着きから店舗購入に関する相談が増加する一方、通信販売に関する相談が減少しています。

## 2 若者（20歳代以下）の相談状況

本年4月に改正民法施行に伴い成年年齢が18歳に引き下げられましたが、令和3年度における18・19歳の相談件数は36件で前年度と同数でした。

令和3年度の若者の相談件数は270件で全体に占める割合は8.5%、前年度から65件減少しました。全体に占める若者のトラブルは、マルチ・マルチまがい占める割合（12件（38%））が高く、勧誘に対し社会経験が少なく、交友関係を壊したくないなどの心理を付いた商法です。

## 3 令和3年改正特定商取引法の相談状況

令和3年度のネガティブ・オプション（送りつけ商法）の相談件数は102件で、前年度から11件減少。定期購入の相談件数は187件で、前年度から69件減少しました。

### 【特定商取引法の改正】

このようなトラブル防止のため、特定商取引法が改正され、本年6月から全面施行されました。その結果、売買契約に基づかないで送付された商品について、改正前は消費者が14日間保管後処分等が可能でしたが、改正後は直ちに処分等が可能になりました。

また、定期購入でないと誤認させる表示等に対し、申込みの取り消しを認める制度の創設、および通信販売の契約解除の妨害に当たる行為の禁止などが施行されました。

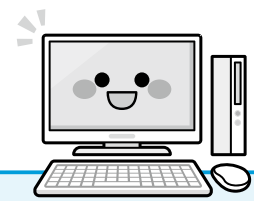
## 4 フィッシング被害

電話や電子メールのリンクから偽サイト（フィッシングサイト）に誘導するなどにより、個人情報を入力するフィッシング被害が増加し、令和3年度では107件で、60歳代以上が48件（44.9%）の相談がありました。

一方、「身に覚えのない請求を受けた」等の架空請求に関する相談件数は67件で、前年度から67件減少（前年度比50%）しました。

トラブルになりやすい商法・手口 Best 5		
順位	商法・手口 (件数)	主な手口
1	身分詐称 (112件)	裁判所など公的機関や通販会社や電話会社など大手企業と身分を偽って消費者を信用させて勧誘を行う手口
2	フィッシング (107件)	銀行等の実在する企業を装って電子メールを送り、その企業のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイト受信者を誘導し、そこにクレジットカード番号、インターネット上で個人を識別するためのID・パスワード等を入力させて不正に入手する手口
3	無料商法 (102件)	「無料サービス」など「無料」であることを強調して申し込ませ、高額な代金を請求する商法
	ネガティブ・オプション (102件)	商品を勝手に送りつけ、商品を受領したことで支払義務があると勘違いさせて代金を支払わせようとする手口
5	架空請求 (67件)	訴訟最終告知などのハガキや未納料金のメールを送るなどして、消費者から電話を掛けさせ、身の覚えのない高額な費用を請求する手口

# 受講生大募集！



## 自宅で学べる消費生活通信セミナー

**期 間** 令和4年9～11月

**方 法**

- ①テキスト「2022年版くらしの豆知識」に沿って学習を進めます。  
テキストから出題した演習問題を月1回（全3回）お送りします。
- ②演習問題の解答とくらしに関する講座への参加（1回以上）またはレポートの提出を持って修了となります。  
※解答用紙は郵送（用紙での提出）またはWebでの提出となります。

**申込方法**

受講申込書を下記URLからダウンロードし、必要事項を御記入のうえ、資料送付代（84円切手10枚）を同封して、ページ下部の宛先に郵送にてお申込みください。

**申込締切**

令和4年8月10日(水)

## くらしの基本セミナー10回連続講座

**参加費** 無料

**定 員** 20名(先着順)

**日 時**

9月5日～11月7日(毎週月曜日) 10:00～12:00

**内 容**

消費生活の問題について身近で話題性のあるテーマを取り上げ、大学の先生や各方面の専門家を講師にお招きし、専門知識を学びます。

**会 場**

福井県民生協 本部センター（福井市開発5丁目1603）  
※同所を拠点としたオンライン形式でも配信します。

**対 象**

一般県民 ※基本10回参加できる方。

**テ ー マ**

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ①環境に優しい消費     | ⑥ネット時代の心構え    |
| ②食生活に役立つ基礎知識  | ⑦商品テストを体験しよう  |
| ③変化する家計の常識    | ⑧身近なトラブル 製品事故 |
| ④ウェルビーイングとくらし | ⑨聴く力&伝える力をつける |
| ⑤災害時の地域コミュニティ | ⑩消費者市民社会      |

**申込締切**

令和4年8月31日(水)

お電話またはホームページからお申込みください。

## 親子体験講座

**参加費** 無料

**日 時**

8月5日(金) ①10:00～11:30 ②13:30～15:00

**内 容**

マイクロスコープを使って身近なものを拡大観察します。消費者トラブルを防ぐための知識を学ぶミニ講義も行います。

**講 師**

福井県消費生活センター 研究員、消費生活相談員

**会 場**

福井県消費生活センター 商品テスト室（AOSSA7階）

**対 象**

県内小学生とその保護者 ①・②の各講座 親子8組

**申込締切**

令和4年8月3日(水)

お電話またはホームページからお申込みください。

問合せ  
・  
申込先

公益社団法人ふくい・くらしの研究所

〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地

[TEL]0776-52-0626 [URL]<http://www.kuranavi.jp/>

※上記セミナーは福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

消費生活トラブルに関する

# 専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

8・9・10月の開設日

分野	8月		9月		10月	
福井弁護士会 (法律)	2日(火)	県消費生活センター	6日(火)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	17日(水)	あわら市消費者センター (0776-73-8017)	8日(木)	敦賀市消費生活センター (0770-22-8115)	13日(木)	県嶺南消費生活センター
	18日(木)	県嶺南消費生活センター	21日(水)	県消費生活センター	18日(火)	勝山市消費者センター (0779-88-8103)
司法書士(法律)	25日(木)	県嶺南消費生活センター	22日(木)	県嶺南消費生活センター	27日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。  
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

## 消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています



新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします

### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)

※嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です

オンラインでも受け付けています (事前申し込みが必要です)。



ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

福井県 消費生活

検索



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン

局番なし

い や や  
1 8 8

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

## 福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX 0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい  
ツイッター

消費に関する安全安心の情報を発信しています。ぜひ、フォローしてください。

令和4年7月 発行